

議案第 39 号

北本市野外活動センター設置及び管理条例の一部改正について

北本市野外活動センター設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

平成 29 年 6 月 6 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

北本市野外活動センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

北本市野外活動センター設置及び管理条例（平成 9 年条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 キャンプ場の表を次のように改める。

2 キャンプ場			
利用区分	利用時間	利用施設	利用料金の上限額
ナイトキャンプ	午後 3 時から 翌日の午前 1 0 時まで	テントサイト	1 区画 500 円
		バンガロー	1 棟 7,000 円
デイキャンプ	午前 10 時から 午後 3 時まで	テントサイト	1 区画 300 円
		バンガロー	1 棟 2,000 円

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。